

○東郷町給食センター設置条例施行規則

昭和42年 3 月29日教委規則第 1 号

改正

- 昭和48年 3 月 6 日教委規則第 1 号
- 昭和56年10月 1 日教委規則第 1 号
- 昭和61年 5 月 9 日教委規則第 7 号
- 平成16年 3 月24日教委規則第10号
- 平成18年 3 月27日教委規則第 3 号
- 平成19年 4 月27日教委規則第 2 号
- 平成21年 3 月12日教委規則第 3 号
- 平成25年 5 月27日教委規則第 5 号
- 平成29年 3 月24日教委規則第 3 号

東郷町給食センター設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東郷町給食センター設置条例（昭和42年東郷町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例施行に関する必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 条例第 3 条に規定する東郷町給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職はそれぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職員の種類	職務
所長	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、給食センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
事務長	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、事務を分担掌理する。
係長	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、事務を処理する。
主査	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、事務を分担処理する。
主任	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、係の事務に従事する。
主事	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、事務に従事する。
栄養士	技術職員	上司の命を受け、業務に従事する。

技術員	技術職員	上司の命を受け、業務に従事する。
調理主任	技術職員	上司の命を受け、業務に従事する。
調理員	技術職員	上司の命を受け、業務に従事する。

(任命)

第3条 職員の任命は、東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(事務分掌)

第4条 給食センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 物資の購入に関すること。
- (2) 調理に関すること。
- (3) 機械の操作及び管理に関すること。
- (4) 施設及び労務の管理に関すること。
- (5) 経理その他一般事務に関すること。
- (6) 献立作成、調理指導、衛生管理及び栄養の調査研究に関すること。

(教育委員会の承認)

第5条 運営委員会は、条例第5条第2項の規定により協議した事項については教育委員会の承認を得なければならない。

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会の委員は、次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 町立小中学校長
- (2) 町立小中学校PTA代表
- (3) 町立保育園長代表
- (4) 町立保育園父母の会代表
- (5) 教育委員会事務局職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(運営委員会の委員)

第7条 運営委員の定数は22人以内とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 運営委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、必要に応じ会議を招集し、主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和39年規則第1号の東郷町学校給食会規則は、廃止する。

附 則（昭和48年3月6日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年10月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年5月9日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月24日教委規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成19年4月27日教委規則第2号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月12日教委規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月27日教委規則第5号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日教委規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。